

---

## 本協会事務局組織の改編について

日証協・平 21. 3. 13

---

本協会においては、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みを支援することを目的とし、「証券保安対策支援センター」組織要綱（に基づき、会員本部の「会員業務部 セキュリティ対策室」及び「会員業務部 証券保安センター準備室」を、「証券保安対策支援センター」に改組し、3月16日から業務を開始した。

# 「証券保安対策支援センター」組織要綱

平成 21 年 1 月 20 日

日本証券業協会

## 1 目 的

日本証券業協会（以下、「本協会」という。）は、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みを支援することを目的とし、証券保安対策支援センター（以下、「センター」という。）を置く。

## 2 役 割

（１）センターは、会員等が保有する反社会的勢力等に関する情報を収集・集約するとともに、警察及び暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」という。）と連携することにより、業界全体として反社会的勢力情報の共有化を図り、もって会員等に対する効率的な照会機能の提供、照会結果の提供を行うことを役割とする。

（２）センターは、証券警察連絡協議会等の場を通じて、会員と警察、暴追センター、金融庁、金融商品取引所及び弁護士会との連携強化の橋渡しを行うとともに、会員等に対し、反社会的勢力排除に関するノウハウの提供等を行うことを役割とする。

## 3 組 織

センターは、本協会内の証券戦略部門に置く。

## 4 登録申請

センターは、国家公安委員会に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を申請する。

## 5 業 務

センターは、以下に掲げる業務を行う。

- 反社会的勢力に関する情報の収集、集約、管理
- 会員等からの照会対応及び回答
- 反社会的勢力に関する個別調査
- 反社会的勢力排除に際しての個別相談対応・支援
- 都道府県別証券警察連絡協議会の運営支援（事務局）
- 証券保安連絡会の運営（事務局）

## 6 職 員

センターの職員は、会長が任命する。また、センターの職員は、別に規定する「不当要求情報管理規程」を遵守し、業務を行う。

7 B C P対策業務

センターは、5に定める業務のほか、B C P対策室を置き、以下に掲げる業務を行う。

証券市場の事業継続計画（B C P）の企画、立案及び総合調整

本協会の事業継続計画（B C P）の企画、立案及び総合調整

8 その他

平成21年3月1日、「セキュリティ対策室」及び「証券保安センター準備室」を「証券保安対策支援センター」に改組する。

以 上

日本証券業協会本部事務局組織 (平成21年3月16日)

